

作成日;2020,07,08

作成;環境情報専門委員会

EHS NEWS FLASH

※法令等の内容全てを解説しているのではなく、独自の見解を含んでおり、その内容を保証するものでは有りません。

参考情報としてご利用頂き、法令等の内容解釈は、必ず原文にて確認し、各社の判断で対応して下さい。

(情報区分;a 化学物質)

(取得区分;1委員会報告情報)

1)件名

・REACH 規則の新たな SVHC として 4 物質を追加

2)内容

- ・2020年6月25日、ECHA は、REACH 規則の新たな SVHC (高懸念物質) として 以下の4物質のCandidate List への追加について公表した。
 - 1-vinylimidazole
 - 2-methylimidazole
 - Butyl 4-hydroxybenzoate
 - Dibutylbis (pentane-2, 4-dionato-0, 0') tin
- ・今回は第23次で合計209物質となった。

3) SEAJ コメント

- ・追加された SVHC を含む製品を扱う製造者や EU の輸入者は、 以下の両方の条件に当てはまる場合、ECHA へ届出の義務が 6 か月後から発生します。
 - (1) EU へ輸出する高懸念物質の総重量が年間 1 トンを超えている
 - (2) SVHC が構成成形品に 0.1%以上含まれている
- ・追加された SVHC の対応に関しましては、各社の判断で行なってください。

4)添付情報 資料

・なし

5)関連情報

• SVHC Ø URL

https://echa.europa.eu/candidate-list-table

6)その他

・なし